

入会金及び会費徴収規約

昭和49年	6月	1日	制定
昭和51年	5月	25日	改正(入会金)
昭和57年	5月	28日	改正(入会金、団体等会費)
昭和58年	5月	20日	改正(入会金、団体等会費)
昭和59年	5月	21日	改正(会費の額)
昭和60年	5月	27日	改正(徴収方法)
昭和62年	5月	18日	改正(認証譲渡による入会金の取扱)
平成23年	4月	1日	改正(一般法人の設立登記)

一般社団法人青森県自動車整備振興会定款第8条に規定する「入会金及び会費」の額は、この規約の定めるところによる。

(入会金)

第1条 会員となる者は、入会申込書に添えて入会金を納入するものとし、その額は、次のとおりとする。なお、認証譲渡による者も同様とする。

区 分	金 額
新規入会	300,000円
支店、営業所等	100,000円

(会費)

第2条 会費の額は、次のとおりとする。

(1) 定款第6条第1項第1号の会員

区 分	適 用		
車検台数割会費	100円(車検1台当たり)		
均等割会費	1,000円(月額)		
工員数割会費 (月額)	1人～5人	6人～10人	11人～15人
	500円	1,100円	1,400円
	16人～20人	21人～25人	26人～30人
	1,600円	2,200円	2,500円
	31人～50人	51人～80人	81人以上
	3,100円	3,700円	4,200円

(2) 定款第6条第1項第2号の会員は、月額10,000円とする。ただし、理事会の決議により、その額を減額することができる。

(3) 臨時会費は、その都度定める。

(徴収)

第3条 会費の徴収方法は、年間分の請求書を発行して、四・四半期毎に徴収する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日より施行する。